

香芝市訓令甲第2号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「及び収集センター所長並びに会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」を「並びに会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長並びに公平委員会事務職員及び固定資産評価審査委員会書記のうち課長に相当する職にある者」に改める。

第8条第4号中「公平委員会事務局」を「公平委員会」に、「固定資産評価審査委員会事務局」を「固定資産評価審査委員会」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「市民衛生課長」を「環境対策課長」に改め、同条第1号中「畜犬登録」を「犬の登録」に改め、同条第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。